

社会福祉法人 宮城福社会
第7回行動計画
(次世代育成支援対策推進法)

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間：令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日
2. 内 容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。
男性職員・・・計画期間中に2人以上取得する事
女性職員・・・取得率90%以上を維持する

<対策>

- 令和4年4月～ 男性も育児休業を取得できることの周知、啓発
期間中の毎年4月に周知・啓発
- 令和4年10月～ 育児休業の取得希望者を対象とした講習会の実施など

目標2：障害者のみならず40歳未満の若年者を中心にトライアル雇用の拡充を図っていく

<対策>

- 令和4年4月～ 実施状況の把握と課題分析
- 令和4年7月～ 今後の受け入れ体制の検討
- 令和4年10月～ 実施